

設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

わが国の年齢別人口構成は急激に変化し、65歳以上の高齢者は年々増加する一方、少子化問題も深刻であり、少子高齢化社会への対応は現代的な喫緊の課題である。また、年間3万人を超す自殺者が発生する事態も続いており、高齢者のみならず、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現が求められている（「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」）。本学は、「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神のもと、健康福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部を置き、健康、福祉、教育・保育に関する地域の「知の創造拠点」として頼りにされる大学を目指し、地域社会と密接に連携し、地域のニーズに柔軟に対応できる教育研究に取り組んできた。そして、佐賀県唯一の四年制私立大学として管理栄養、社会福祉、介護福祉、臨床心理、理学療法、作業療法、教育・保育の各分野の専門職業人を養成すると共に、人間の健康と生活を中心に据えた学際的・総合的な視点から教育・研究を推進している。

資料1：西九州大学の沿革（概要）

資料2：学校法人 永原学園の沿革（概要）

資料3：佐賀県の高等教育機関

大学院健康福祉学研究科修士課程は、1999年（平成11年）に健康福祉学部を基に開設され、2002年（平成14年）に、「健康栄養コース」、「社会福祉コース」および「臨床心理コース」の3コースを設けた。そして2007年（平成19年）にリハビリテーション学部が設置され、その後、2009年（平成21年）には、リハビリテーション学部の教育研究内容も取り入れた形でリハビリテーションコースを設け、健康福祉学研究科修士課程の充実を図ってきた。本学の修士課程は、健康福祉領域の社会的課題に最新の知識・技術で取り組む高度専門職業人の養成を行なうとともに、高度専門職業人としての学識、技術を身につけ、後継者を育てる高い教育力のある人材の養成に取り組んできた。現在、修士課程に在籍する大学院生の多くは管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、理学療法士、作業療法士として臨床に携わっている社会人であり、その臨床経験に基づく実践的な研究テーマに取り組んでおり、大学院生として必要な研究を行いつつ、専門的知識と能力を高めることに努めている。

しかしながら、長寿社会を迎えようとしている我が国では、少子高齢化や自殺などの問題が顕在化し、社会環境が変化する中で健康な生活をめぐる問題は深刻さを増し、その解決のためには高度な専門性と、人間や社会のあり方についての豊かな学識が必要とされる。また、医療や福祉分野の制度改革が急速な勢いで行なわれ、健康福祉に関する諸分野の学問・研究の進歩も目まぐるしく、本学の健康福祉学研究科が目

指す高度な実務能力と研究力を身につけるには、健康福祉学の枠組みのみでは対応が困難となってきた。そこで今回、少子高齢社会化、リスク社会化、複雑高度化の進行に伴い、生活上さまざまな支援を必要とする人びとが増加する状況により対応していくために、現在研究科が持つ、健康栄養学、社会福祉学、臨床心理学、リハビリテーション学の観点を有機的に統合し、人の生活を支援するという研究教育理念のもとに、自立生活の促進を進める生活支援及び生活支援科学というキーワードで研究科全体を捉え直したいと考えた。生活支援という概念は、ここ10年ほどの間に、生活上に多様な生涯や困難を抱える人々を対象に、多様な学問、科学を動員してその生活を援助しようとする学際的な研究教育の領域として認知されるようになってきている。

「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」では、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向として、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、健康を支え守るための社会環境の整備を挙げ、その実現には国民の健康増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である、としている。そこで、国民の健康増進と自立生活促進に向け、現在の健康福祉学研究科健康福祉学専攻内に、健康栄養学コース、社会福祉学コース、臨床心理学コース、リハビリテーションコースの4コースを配置するのではなく、より専門領域の教育研究の方向性を明確にした上で、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を図る、新専攻であるリハビリテーション学専攻を設置することで、現存の他領域の専門知識と技術に配慮した、協業と連携を図り、地域住民の健康増進と生活支援を目指すこととした。つまり、人の生活を科学し人の生活を支援するという健康福祉学研究科の理念に基づきながらも、特に、加齢に伴う身体機能の低下など身体機能に障害を有する人びと、うつなどの精神疾患や認知症、高次脳機能障害など認知・精神機能に障害を有する人びと、種々の障害により在宅や地域での生活継続が困難な人びとを支援しQOL（生活の質）を高めるため、それぞれ、身体機能障害領域、認知・精神機能障害領域、生活機能障害領域に関するリハビリテーション分野における高度専門職業人の養成を目指す、新専攻である「リハビリテーション学専攻」を設置しようとするものである。

本専攻が養成する高度専門職業人とは、身体機能障害領域、認知・精神機能障害領域、生活機能障害領域に関するリハビリテーション分野における高度な専門的知識や技能を有する臨床実践能力を持った者のことであり、かつ、その実践の裏付けとしての知見を自身の研究実践において検証できる者である。具体的には、理学療法または作業療法に関する高度な知識を身につけ（リハビリテーション総合演習および各特論科目）、関連専門職種 of 専門性を理解し（生活支援科学特論）、リハビリテーションに関する研究をすすめることができ（リハビリテーション研究法特論、特別研究）、それらを背景としてチームにおいて指導的役割を果たすことができる理学療法士、作業療法士の養成を目指すものである。

なお、前述したように、現在、研究科が持つ、健康栄養学、社会福祉学、臨床心理学、リハビリテーション学の観点を有機的に統合し、人の生活を支援するという研究教育理念のもとに、自立生活の促進を進める生活支援及び生活支援科学というキーワードで研究科の教育研究の方向性を明示するために、健康福祉学研究科から生活支援科学研究科への研究科の名称変更を予定している（平成26年4月の名称変更に向け、12月の運営委員会に事前相談し、了承を得たのち名称変更の届け出を行う）。

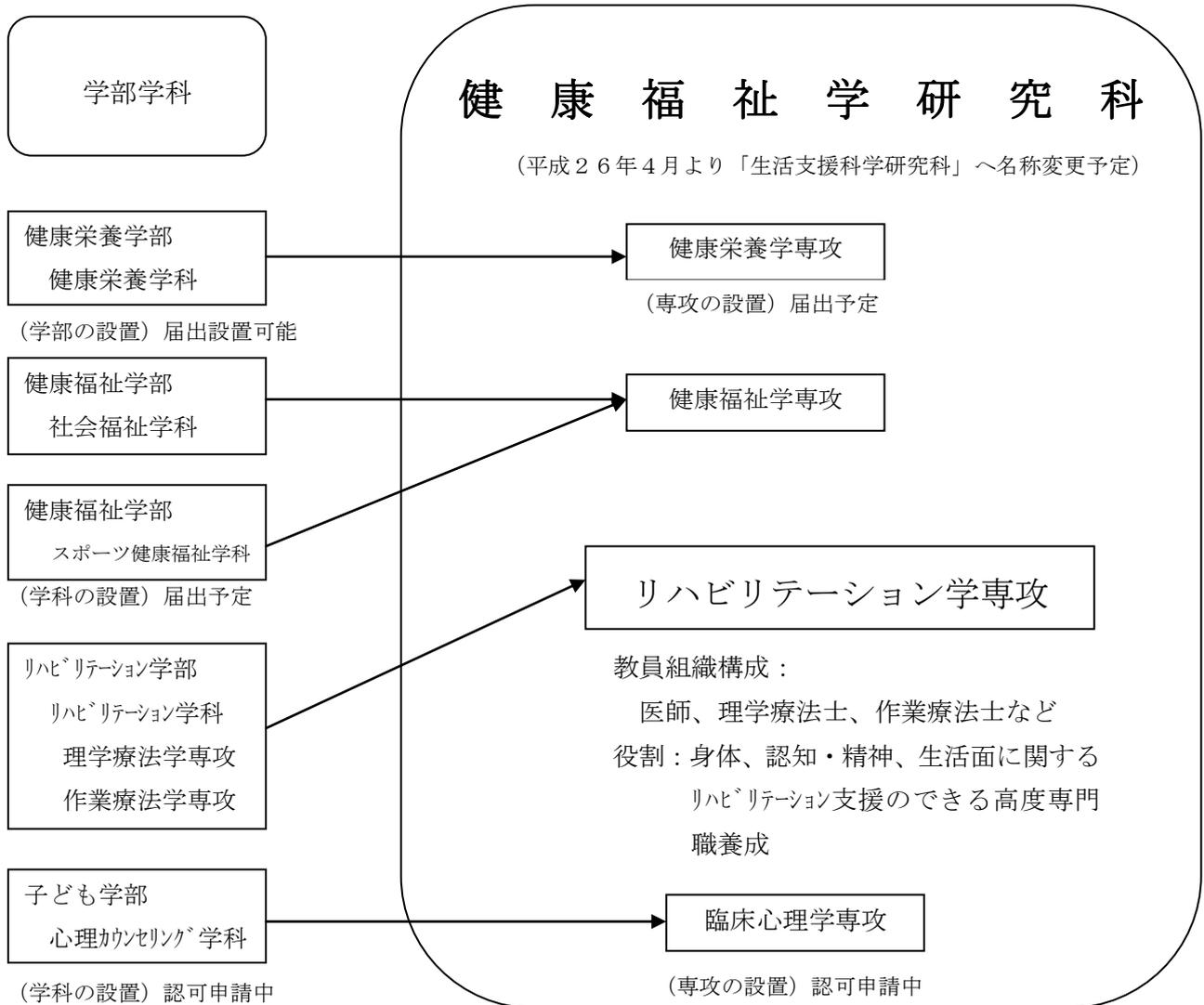


図1：リハビリテーション学専攻の概念図

本専攻が扱う領域には実践性が求められることから、専門職業人としての一定の実務経験を経ての入学が望ましいが、本学大学院の修士課程入学者はこのような背景と経験を持つ入学者が多く、新専攻入学者についても同様の条件が満たされることが予測できる。

佐賀県を中心にした西九州では全国平均を上回るスピードで少子高齢化が進んでおり、介護予防、介護負担の軽減、高齢者・児童虐待防止などの課題に対して地域リハビリテーションの充実が強く求められている。本学では、健康福祉実践センター設置、佐賀県高齢者介護・虐待防止啓発セミナー、神埼市周辺地域における認知症ケア研修会、Jリーグのサガン鳥栖との連携による高齢者健康増進教室、神埼市歴史文化遺産を活かしたまちづくりなどに、大学院教員が積極的に参画するなど、地域貢献に努めてきた。

佐賀県内において、本学はリハビリテーションを学ぶことのできる唯一の私立四年制大学、大学院であり、

近隣の県を見渡しても、リハビリテーション関連の大学院を置く大学は、長崎県に国立一校、福岡県にサテライト形式の大学院を置く私学一校のみである。そこで、この地域の保健医療福祉を支えるべく、リハビリテーション分野における高度な知識・技術等を体系的に修得し、他の専門職と連携する能力を兼ね備えて指導的役割を果たすことができる高度専門職業人を養成したい。

また、佐賀県内を中心とした理学療法士、作業療法士の有資格者およびリハビリテーション学部の学生に対するアンケート調査でも、研究と臨床実践の方向性をより明確にした新専攻立ち上げの要望が多く、地元の理学療法士、作業療法士などのリハビリテーション関連職種の専門職団体からも、同様の要望が寄せられている。

資料 4 : 専攻進学希望者アンケート

資料 5 : 佐賀県内各機関からの要望書

資料 6 : 九州地区内のリハビリテーション関連修士課程を保有する学校

新専攻である、「リハビリテーション学専攻」では、リハビリテーションに関する基礎研究、臨床研究、応用研究を推進することによって、この分野における高度な専門性を確立し、その成果を教育及び社会に還元することを設置の趣旨とする。なお、既設の健康福祉学専攻のリハビリテーションコースは2009年度(平成21年度)に開設したが、リハビリテーションコースの開設に伴い、健康福祉学専攻は4コースとなった。健康福祉学専攻の入学定員が12名のため、新専攻の設置計画においては、これまでの入学実績と、前述したアンケートなどを参考に定員を配分することとなり、本専攻の募集定員は3名(総定員6名)と設定した。

【修了後の進路】

障害のある人の社会参加や地域生活を支援するというリハビリテーション理念を実現するための身体・認知・精神・生活面に対するリハビリテーション分野における高度専門職業人の養成を行なうとともに、高度専門職業人としての学識、技術を身につけ、後継者を育てる高い教育力のある人材を養成する。

リハビリテーション分野における高度な専門性を持つ人材は、リハビリテーション関連職種の養成校、医療現場、企業、行政機関などでも求められている。

また、理学療法士、作業療法士の専門職団体においても、それぞれ、認定理学療法士(認定作業療法士)、専門理学療法士(専門作業療法士)の取得が求められるようになってきており、専門技術・知識の向上や研究開発力の促進も大きな課題であり、大学院との連携が模索されている。特に佐賀県とその周辺地域のリハビリテーション分野における多様なフィールドで専門性の高い実践に取り組むことのできる人材を養成し、その分野における社会的ニーズに応える必要がある。

既設の健康福祉学専攻のリハビリテーションコースを修了した理学療法士、作業療法士は10名で、そのうち7名は臨床の場で中核的存在として現場をリードし、1名は専門学校教員として、2名は大学の教員として後継者の教育と研究に携わっている。

資料 7 : 大学院修了者の進路

イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要

- ① 既設の健康福祉学専攻のリハビリテーションコースは2009年度（平成21年度）に開設した。リハビリテーションコースの開設に伴い、健康福祉学専攻は4コースとなり、健康福祉学専攻の入学定員が12名のため、リハビリテーションコースは募集定員3名（総定員6名）とされた。開設後の入学者は、開設年度の2009年度（平成21年度）は6名、2010年度（平成22年度）4名、2011年度（平成23年度）3名、2012年度（平成24年度）4名が入学している。また、2013年度（平成25年度）も5名の大学院生が入学しており、入学定員は適正であると考えている。また、今後についても通学圏である佐賀県及び福岡県の理学療法士、作業療法士などリハビリテーションに関わる専門職種が勤務する施設150か所に対して、大学院入学についてのアンケートを実施したところ95施設（63.3%）の795名から回答が得られた。その結果、理学療法士名97名、作業療法士67名、関連職種12名から入学の意向が示され、そのうち5年以内での入学を希望していた者が多数いた。また、当大学のリハビリテーション学部学生に対しても、配布資料に基づいて開講科目や授業料など修士課程についての説明を行い、その後アンケートを実施した。その結果、4年生35%、3年生51%、2年生13%が入学の意向を示していた（資料4）。

併せて、上記アンケート結果では、研究と臨床実践の方向性を明確にした新専攻の立ち上げの要望が多く、地元の専門職の団体である公益社団法人佐賀県理学療法士会、一般社団法人佐賀県作業療法士会からも、リハビリテーション学専攻の立ち上げについて要望が寄せられている（資料5）。

- ② 既設の健康福祉学専攻のリハビリテーションコースを修了した理学療法士、作業療法士10名は全員が社会人入学であり、8名は修了後に所属機関で中核的存在として活躍しており、また2名は修了後大学の教員として採用され後輩の育成に努めている。今後も専門知識や技術の向上、科学的根拠に基づいて臨床課題の解決を目指す社会人や、将来的に教育機関への勤務を希望する社会人の入学が予想されるため、リハビリテーション学専攻修了後の受け入れ先の懸念はないと考える。前述したように理学療法士、作業療法士の専門職団体においてもそれぞれ、認定理学療法士（認定作業療法士）、専門理学療法士（専門作業療法士）の取得が求められるようになってきており、専門技術・知識の向上や研究開発力の促進も大きな課題であり、大学院との連携が模索されている。ちなみに、理学療法士・作業療法士養成施設の大学教員公募情報でも条件として修士以上が求められている。また、国際的にも、リハビリテーション先進国においては大学院修士教育がほぼ専門職の要件となっており、米国やカナダでは理学療法教育、作業療法教育の全ての課程が修士レベル以上になっている。
- ③ 地域社会の人材需要の見通しについて、本学が第三者機関（廣告社株式会社）に依頼し、平成25年6月～7月にかけて九州地区在住の施設等を対象にアンケート調査（依頼数600、回答数107、有効回答率16.7%）を実施した。その結果、「採用実績あり」又は「採用意向あり」と回答した、関連領域（リハビリテーション学関連分野）新卒採用意向事業所（n=60事業所）においては、「設置計画への興味・関心度」、「専攻設置・人材育成の必要性（新専攻で身につく力の必要性）」で、「興味・関心あり」が37事業所（61.7%）、「必要になる」が39事業所（65.0%）

みられており、目指す教育・研究及び輩出人材の必要性についての認識の高まりが窺える。輩出人材の新卒採用に関しては、「採用対象になる（採用対象になる／おそらく採用対象になる）」が30事業所（50%）と、半数の事業所が高い採用意向を示している。さらに、「採用対象として検討してしてもよい」が13事業所見られることから、採用意向のある事業所」としては、43事業所（71.7%）にのぼることが分かった。この結果から、リハビリテーション学専攻に対する期待度の高さ、養成人材に対する社会的ニーズが十分に存在することが確認でき、入学定員3名に対する就職求人数の確保にも問題がないと考えられる。

資料8：新学科設置に関するアンケート調査〈事業所対象〉調査報告結果

ウ 大学院の将来構想

本学は1999年度（平成11年度）に開設した大学院健康福祉学研究科（修士課程）に、2014年（平成26年）4月開設に向けてリハビリテーション学専攻（修士課程）および臨床心理学専攻（修士課程）の設置申請を行い、同年4月に研究科の名称を生活支援科学研究科に変更する。新専攻設置後は2015年（平成27年）に博士課程開設申請を計画している。

エ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

リハビリテーション学部を基礎とし、人の生活を科学し人の生活を支援する健康福祉学研究科の理念のもとにリハビリテーション支援を追究することから、健康福祉学研究科リハビリテーション学専攻とする。英文はGraduate School of Health and Social Welfare Science Rehabilitation Science Major である。また学位は、修士（リハビリテーション学；Master of Rehabilitation Science）とする。

オ 教育課程の編成の考え方及び特色

健康福祉学研究科リハビリテーション学専攻では、障害のある人の社会参加や地域生活を支援するというリハビリテーション理念を実現するための知識・技術を探究することを特色とし、教育課程においてもその取り組みが可能なように編成する。すなわち、必修の共通科目として、人の生活を科学し人の生活を支援するという健康福祉学研究科の理念を体現する共通の「生活支援科学特論」を配置し、健康栄養学、社会福祉学、臨床心理学、理学療法学、作業療法学を専門とする教授が、オムニバス形式で各々の専門領域から観た生活支援について論じる。また、同じく必修の科目として、リハビリテーション研究の基盤を学ぶ「リハビリテーション研究法特論」、リハビリテーション領域にお

ける理学療法、作業療法および関連学問領域の最新の動向を学ぶ「リハビリテーション総合演習」を配置する。

専門科目である「展開分野」では、リハビリテーション支援を3つの領域から捉え、身体機能障害領域として5科目、認知・精神機能障害領域として4科目、生活機能障害領域として6科目を配置する。

身体機能障害に対するリハビリテーション支援の観点から研究する「身体機能障害領域」においては、身体機能の解剖学的分析、高齢者の身体機能評価及び身体機能の維持・改善の支援、生涯発達のそれぞれの発達期に特有の発達課題とその解決法、高齢者の障害に対する運動や物理的手段によるアプローチの生体への影響、中枢神経障害に対する理学療法などについて学ぶ。

また、認知・精神機能障害に対するリハビリテーション支援の観点から研究する「認知・精神機能障害領域」においては、高次脳機能障害、認知症性障害に対する評価法や効果的介入、うつなどの精神機能障害のメカニズム解明や予防、介入法などを学ぶ。

そして、人の生活機能の障害をリハビリテーション支援の観点から研究する「生活機能障害領域」においては、健康促進のための運動処方、生活活動障害・生活行為障害などへの理学療法アプローチ、作業療法アプローチなどを通して、人の生活機能を科学的に分析し、障害が発生するメカニズムと予防対策法の開発、人が自立した主体的活動を営むための生活環境改善の支援、地域生活支援のための有効な介入方法の開発、リハビリテーションを行なう際の知識・技術、人の生活の基盤となる、人と作業、環境とウェルビーイングの関連について人類学の知識を用いた検討などについて学ぶ。

本専攻の学生には、リハビリテーション分野をリードする高度な専門職としての専門的知識及び能力を修得させるよう配慮する。

<共通>

「生活支援科学特論」

本科目は研究科の共通の必修科目とする。

<基礎分野>

「リハビリテーション研究法特論」

「リハビリテーション総合演習」

リハビリテーション研究と臨床実践という目標に向けた科目とする。

<展開分野の科目の内容>

身体機能障害領域の専門科目として、

「身体機能特論」

「高齢者身体機能支援特論」

「生涯発達支援特論」

「高齢者障害理学療法特論」

「中枢神経障害理学療法特論」

認知・精神機能障害領域の専門科目として、

「高次脳機能障害作業療法特論」

「認知症性障害作業療法特論」

「精神機能障害学特論」

「精神機能障害作業療法特論」

生活機能障害領域の専門科目として、

「健康運動学特論」

「生活活動障害系理学療法特論」

「生活行為障害系作業療法特論」

「生活環境支援特論」

「地域生活支援特論」

「作業人類学特論」

を、配置する。

<特論の進め方>

1. 専門科目特論では特別演習のテーマに関係の深い、最近発表された国内外の研究について解説する。
2. また、専門科目特論では学生の特別演習の進行に合わせて随時その時点での研究の進展についても発表させる。

<研究演習>

「特別研究」

障害のある人のより豊かな生活の実現を支援するための、身体・認知・精神・生活面に対する新しいリハビリテーション支援について、理学療法、作業療法および人類学、社会福祉の観点から研究を行い、研究指導教員の指導のもと独創的な修士論文を作成する。

特別研究のうち、身体機能障害領域を担当する研究指導教員の研究テーマとしては、

- ①生涯発達のそれぞれの発達期に特有の発達課題とその解決法
- ②高齢者の転倒予防、認知症予防、ストレスマネジメントによる健康寿命延伸のための介入法の開発

特別研究のうち、認知・精神機能障害領域を担当する研究指導教員の研究テーマとしては、

- ①高次脳機能障害に対する作業療法の効果の検討
- ②認知症性障害者の生活機能、症状の分析および作業療法の検討
- ③職業性ストレスと精神障害発病との因果関係の分析と精神医学的対応に関する研究
- ④精神機能障害の分析、音楽、園芸などの作業活動を用いた作業療法援助法の開発

特別研究のうち、生活機能障害領域を担当する研究指導教員の研究テーマとしては、

- ①生活習慣病における、健康障害要因及びメカニズムの運動生理学的側面からの分析と健康障害要因改善に向けた運動介入の開発
- ②日常生活活動に障害をきたす身体機能、認知機能、心理機能および QOL 要因の分析から、日常生活活動障害の評価と理学療法的介入法の開発
- ③地域生活環境改善に向けた、機器を含む介入法の検討
- ④人と作業、環境とウェルビーイングの関連についての人類学的検討

この科目は、1年次前期に研究指導教員を決定し、研究テーマ設定及び研究計画に対する指導、修士論文の作成指導など、2年次後期までの延べ4学期に亘る研究指導において、学生の日常的な研究の進捗状況を把握し、定期的な意見交換及び研究討議を行うことにより、きめ細やかな指導を行うため、学生に対し、各学年平均 180 時間相当（延べ 360 時間）で対応するため、8 単位（1 単位 45 時間相当）とした。

なお、修士課程における、共通、基礎分野、展開分野、研究演習などの開設科目と研究指導計画の全体像については、資料に示した。

資料 9：開設科目及び研究指導計画

カ 教員組織の編成の考え方及び特色

人の生活を科学し人の生活を支援するという健康福祉学研究科の理念に基づきながらも、特に、障害のある人の社会参加や地域生活を支援するための身体・認知・精神・生活面に対するリハビリテーション分野における研究能力を持つ高度専門職業人の育成をするために、長年この分野に携わってきた既設学部の経験豊富な教授を研究科長とし、共通科目・基礎分野・展開分野にはそれぞれの分野の業績豊富なベテラン・若手教員を配置した。共通の「生活支援科学特論」は、人の生活を科学し人の生活を支援するという健康福祉学研究科の理念を体現する研究科共通の科目とし、オムニバス形式で健康栄養学、社会福祉学、臨床心理学、作業療法学を専門とする教授を配置した。また、「リハビリテーション研究法特論」「リハビリテーション総合演習」にも、臨床実践と研究経験の豊富な教員の配置を行った。展開分野および研究演習には、博士の学位を有する専任教授を含む業績多数の教員が担当する計画である。

専任教員の年齢構成は、70 代に至る教員が 1 名いるが、その他は資料に示すとおり 30 代、40 代、50 代、60 代と概ねバランスよく配置されており、適切であると判断している。本学園における教員の定年は、現状では、教授 68 歳、准教授 65 歳、講師以下 60 歳(平成 13 年 4 月に、学校法人永原学園教職員就業規則の改正により、教育職員の定年は、当分の間、理事会の承認を得て 4 年まで延長できる)となっており、このまま時が経過すれば、教員年齢の上昇が憂慮されるが、今回は大学院の担当を行わない専任教員の中にも博士、修士の学位を持つ教員は複数名おり、研究業績を積むことにより、近い将来は大学院の担当が行なえるものとする。また、適宜、若手教員を採用し、育成することも活性化に重要である。

資料 10：学校法人永原学園教職員就業規則

キ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1 教育方法等

修士課程における教育課程の授業形態は、講義科目と演習科目から成る。

講義科目はすべて、学生は各自の主体性に基づいて科目を選択する。実施形態は講義形式を主とするが、収容定員が6名であるため極めて少人数の授業となり、授業中における教員と学生との充実した対話が可能になる。このため、学生の理解の状況に応じた授業展開が実現し、高い教育効果が期待できる。

大学院健康福祉学研究科リハビリテーション学を専攻する者は、共通、基礎分野、展開分野、研究演習の科目を履修する。

共通の科目としては「生活支援科学特論」、基礎分野の科目としては「リハビリテーション研究法特論」「リハビリテーション総合演習」がある。展開分野の科目は、身体機能障害領域、認知・精神機能障害領域及び生活機能障害領域に分かれる。

身体機能障害領域では、「身体機能特論」「高齢者身体機能支援特論」「生涯発達支援特論」「高齢者障害理学療法特論」「中枢神経障害理学療法特論」がある。

認知・精神機能障害領域では、「高次脳機能障害作業療法特論」「認知症性障害作業療法特論」「精神機能障害学特論」「精神機能障害作業療法特論」がある。

生活機能障害領域では、「健康運動学特論」「生活活動障害系理学療法特論」「生活行為障害系作業療法特論」「生活環境支援特論」「地域生活支援特論」「作業人類学特論」がある。

共通、基礎分野の科目は1年次に履修する。展開分野の科目も1年次に履修することが望ましい。

研究演習は、「特別研究」とし、1年次から2年次までの通年で開講し、各学年において中間発表を、2年次に最終発表会を開催する。この科目は研究指導を行うための科目であり、学生は特別演習の履修を通じて研究指導教員および副研究指導教員から指導を受け、修士論文の完成を目指す。このため、教育内容は学生ごとに異なり、各自の研究課題に沿ったものとなる。

2 履修指導

(1) 履修指導と履修条件

履修指導に関しては、学生の意思を尊重して、研究指導教員が共通、基礎分野、展開分野、研究演習の履修科目を確定する。実際には、学生の研究テーマによって研究指導教員が確定されるため、共通、基礎分野以外の履修科目は研究テーマによりほぼ確定される。

大学院健康福祉学研究科リハビリテーション学を専攻する者は、必修科目14単位、展開分野の3領域の特論の中から、自らが専攻する領域から3科目6単位以上、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格することを履修要件とする。

3 研究指導の方法及び修了要件

(1) 指導方針

本専攻の学生は少人数の定員で、原則として個別指導や少人数の集団指導を中心に専門教育

を行う。すなわち、各科目においても研究課題に沿った教材を教員とともに選び、その教材を自ら進んで分析・学修し、自らの研究課題に生かすように修得する。

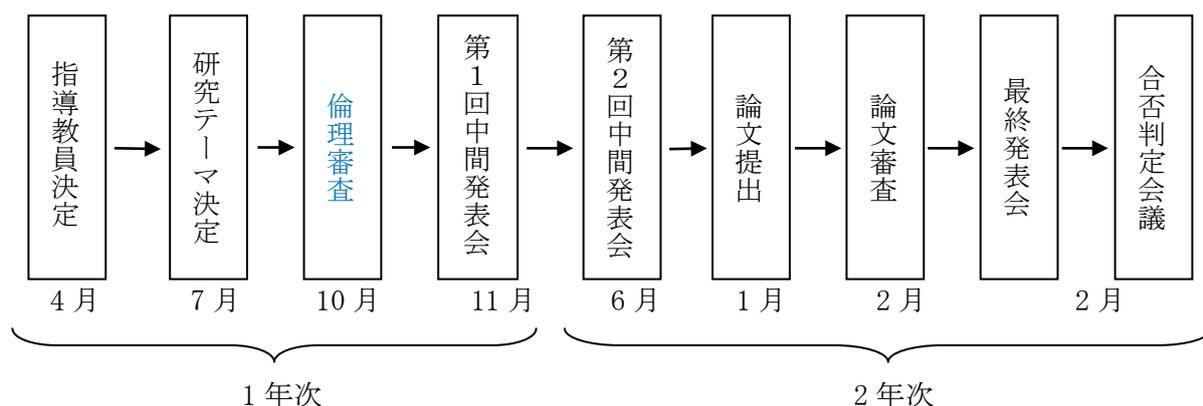
(2) 研究指導

- a) 学生の入学時に研究分野とその意向を考慮して、学生ごとにリハビリテーション学専攻の研究指導教員の中から指導教員を定める。
- b) 指導教員となる研究指導教員は、学生の研究分野とその意向を考慮して、副研究指導教員を定めることができる。
- c) 指導教員となる研究指導教員及び副研究指導教員は、担当学生の理解度、進度を把握し、必要な助言と指導を行う。
- d) 学生は、文献その他の資料を収集、調査、分析し、学部等の実習指導等に参画し、研究指導教員の指導の下に研究活動を行う。
- e) 学生の研究及び履修上の相談等に対応する専任の担当研究指導教員を配置する。
- f) 学生専用の研究スペースを確保するとともに、オンラインジャーナルのアクセスを教員並みにできるように研究環境を整える。

(3) 論文作成

- a) 学生は、第1年次の7月までに、研究指導教員の指導の下に、自己の研究テーマを決め、研究計画について10月中に倫理審査の承認を受けたのち、11月中に中間発表会（第1回）を行う。
- b) 2年次の6月中に研究の実施状況の中間発表会（第2回）を行う。年明けの1月末に論文を提出させ、2月中に論文審査会、最終発表会及び合否判定会議を行う。
- c) 論文審査及び成績評価は研究科委員会が行い、研究科長が決定する。

研究指導のモデル・スケジュール（大学院健康福祉学研究科 リハビリテーション学専攻）



(4) 修士課程の修了の要件

次の要件を満たしたとき修了を認める。

- a) 2年以上在学すること。
- b) 必修科目14単位、展開分野の科目の3領域の特論の中から、自らが専攻する領域から3科目

6 単位以上、合計 30 単位以上を修得すること。

- c) 指導教員から必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

(5) 学位論文の審査体制

- a) 学長宛に提出された学位申請書及び修士論文は、速やかに研究科長に回付され、研究科長は研究科委員会に審査を付託する。
- b) 研究科委員会は研究指導教員 3 名以上の審査員を選出し、修士論文の審査及び最終試験を行わせる。
- c) 審査委員会には主査（指導教員以外の者）および副査を置く。
- d) 研究科委員会において、審査のために必要があると認めた場合、他の大学院もしくは研究所等の教員等を審査員に加えることができる。

(6) 修士論文作成の倫理的手続き

研究及び論文作成にあたっては、指導教員の指導のもと、十分な倫理的な配慮を行なうようにすること。特に、人間を直接対象とした研究を行う際は、上記（3）論文作成の「研究指導のモデル・スケジュール」にある、1 年次の研究テーマの決定後、第 1 回中間発表会までの間に、指導教員と連名で西九州大学倫理委員会における倫理審査を申請し、承認を受けてから研究を進めることとする。

目次 6：西九州大学大学院学則（案）

目次 7：西九州大学大学院健康福祉学研究科規程（案）

目次 7：西九州大学大学院学位規程（案）。

資料 1 1：西九州大学倫理委員会規程（現行および改正案）

(7) 履修モデル

開設予定のリハビリテーション学専攻では、大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例を適用し、夜間開講を行うとともに、学生の勤労状況によっては、土曜日・日曜日の開講も予定し、社会人が無理なく 2 年間で修了できるように配慮している。（既設の健康福祉学専攻リハビリテーションコースにおいても、同様の措置を講じている。）

履修モデルとして、開設科目の時間割、領域毎の履修モデル及び履修スケジュールを添付する。

資料 1 2－1：履修モデル（概念図）

資料 1 2－2：履修モデル（総表）

資料 1 2－3：履修モデル（領域毎）

資料 1 2－4：開設科目の時間割

資料 1 2－5：履修モデル（領域毎の履修スケジュール）

ク 施設、設備等の整備計画

(a) 校地、運動場の整備計画

西九州大学大学院にリハビリテーション学専攻(修士課程)を設置しようとする神埼キャンパスは、吉野ヶ里遺跡に近い JR 神埼駅から 4km の場所に位置し、校地面積は 102,777 m²、内運動場用地が 18,813 m²、及びその他竹林傾斜地が 46,281 m²であり、校舎敷地は 37,683 m²である。

西九州大学の神埼キャンパスには下記の学部が存在する。

西九州大学

神埼キャンパス	入学定員	3 年次編入学	収容定員
健康福祉学部	250	20	1,040
リハビリテーション学部	80	0	320
計	330	20	1,360 名

神埼キャンパスの校地には、野球、サッカー、ラグビー、弓道、テニスなどに対応できる本格的な施設を有している。また、体育館その他、トレーニングジム、シャワールーム、ロッカールーム、多目的利用の小体育館を設置している。このように現状においては教育に十分な校地を有しているため、校地、運動場の新たな整備計画は予定していない。

目次 5. 校地・校舎等の図面

(b) 校舎等施設の整備計画

校舎等施設については、7号館1階の大学院専用研究室をリハビリテーション学専攻の学生用として使用する計画である。また、専門機器、備品、什器なども配置する。このように現状においては教育に十分な施設を有しているため、大幅な改修等の工事は必要としない。

(1) 教員研究室

専任教員予定者は既に個人研究室を持っており、ゼミ机等が用意され研究室における直接の指導が行えるように整備している。

(2) 総合研究室

教材などが効率良く準備できるようにしたり、学部学生や大学院生との相談が円滑に行えるようにするため、助手が常駐する総合研究室も設置している。

(3) 学生ホール

7号館1階やキャンパス広場横には、快適な学生生活が送れるよう憩いの場としての、学生ホールなどの施設がある。学生がノート PC を持ち込み、学内 LAN に自由に接続して学習できる設備も用意している。

(4) 情報処理演習室

神埼キャンパスには、情報処理演習室を3室準備している。それぞれ75台、53台、44台のパソコンを配置し、情報処理基礎の演習に主に使用する他、PCを利用する他の講義や学生のレポート作成、卒業論文、修士論文作成などのために学生に開放している。

(c) 大学院学生の研究室(自習室)等の考え方

リハビリテーション学専攻の設置にあたり、学生用の研究室については、7号館1階に整備する。見取り図は資料(資料13 参照)のとおりである。

7号館1階の大学院専用研究室をリハビリテーション学専攻学生専用研究室として、整備する。各自専用の学習機を準備し、データ整理や修士論文の執筆に集中できる学習環境を確保する。

- (1) 講義室は6号館3階にある20人まで収容可能な36㎡の講義室を3室大学院専用に充てており、ゼミナール室、自習・演習室等を用意している。
- (2) オフィスアワーの利用や個別指導が円滑に行えるよう、各教員研究室にゼミ机等を用意し、研究室での直接指導ができるように整備している。
- (3) 神埼キャンパス内に設置している健康福祉実践センターは、214㎡の中にモニター室、カウンセリング室等を設けており、社会福祉系の各種研究会の場として活用している。
- (4) 7号館1階のリハビリテーション学専攻学生専用研究室には、8台の学内LANに接続できるパソコンを配備している。大学院生にも個人用メールアドレスを割当て、大学院専用学生研究室、情報処理演習室、学生ホール、図書館利用PC等から学内LANへ自由にアクセスできる。研究に役立つ図書館の資料所蔵データベースや国内外出版社の電子ジャーナルなどを自由に閲覧できるように、教育環境設備の充実に配慮している。
- (5) 夜間の大学院生の安全に配慮して、6号館および7号館の出入りのため、大学院生には各自カードキーを貸与している。

資料13：大学院専用学生研究室(7号館1階見取り図)

資料14：主な整備予定専門機器類

(d) 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 蔵書冊数、蔵書構成及び収集方針

本学の図書館は、健康福祉学研究科リハビリテーション学専攻を設置する神埼キャンパス(健康福祉学部、リハビリテーション学部)と神園キャンパス(子ども学部、短期大学部)からなり、両キャンパスの図書館の総面積は、1,662㎡(神園キャンパス図書館571㎡は短期大学部と共用)である。

平成21年度より、図書館蔵書管理システムを統合して両館所蔵資料の横断検索を可能とし、資料調査の効率を向上させている。

両キャンパスの図書館それぞれの蔵書数は以下のとおりである。

神埼・神園キャンパス図書館の蔵書数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	神園キャンパス図書館	神埼キャンパス図書館	計
図書（冊）	52,903	93,728	146,631
学術雑誌（種）	306	275	581
視聴覚資料（点）	2,663	3,917	6,580
電子ジャーナル（種）	4	39	43
デジタルデータベース	0	4	4

健康福祉学研究科のリハビリテーション学専攻の設置に係る図書・学術雑誌等の整備については、全学的な図書館整備計画の中で対応しつつ、既設の健康福祉学専攻リハビリテーションコースですでに購入済みのリハビリテーション関連図書類（大学院生研究室で整備済みの図書類を含む。）に加えて、新専攻の完成年度までには国内外のリハビリテーション領域に関する大学院レベルの専門図書類について重点的に整備を図る。整備予定の国内学術雑誌、海外学術雑誌、図書類、および既存図書類の一覧を資料 15、16、19、20 に示す。

両図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等は以下の通りである。情報検索用端末は、いつでも検索が可能な環境として利用者へ提供している。

図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等

キャンパス	延べ床面積	開館時間	閲覧席数	収納可能冊数	情報検索用端末数	視聴覚機器数
神埼図書館	815 m ²	平日：8:50～19:50 土曜：9:30～16:30	116 席	約 10 万冊	2 台	4 台
神埼図書館 7 号館分室	276 m ²	平日：8:50～19:50 土曜：9:30～16:30	37 席	約 2 万冊	1 台	4 台
神園図書館	571 m ²	平日：8:50～19:50 土曜：9:30～16:30	109 席	約 4 万冊	2 台	3 台

資料 15：整備予定国内学術雑誌一覧表

資料 16：整備予定海外学術雑誌一覧表

資料 17：主なデータベース一覧表

資料 18：主な電子ジャーナル一覧表

資料 19：主な整備予定図書

資料 20：主な既設図書

(2) データベースや電子ジャーナル等の整備

各種オンラインデータベースサービス（国立情報学研究所 GeNii、医中誌 Web、JDreamⅡ、朝日新聞記事データベース：聞蔵、PsycINFO、メディカルオンラインなど）が学内ネットワークで利用可能となっており、今後も必要となるオンラインデータベースの充実を図る。

電子ジャーナルについては、ホームページを整備し、当館で閲覧できるものについては、ホームページ上で紹介している。また、Science Direct（Elsevier 社）や EBSCO Host 等を導入し、これを介して、教育研究に役立つよう多くの電子ジャーナルを閲覧できる環境を整備している。その他、PsycARTICLES なども導入し、入手困難な学術雑誌を電子ジャーナルとして閲覧できる体制を採っている。今後、電子ジャーナルで閲覧できる学術雑誌の種類を増やしていく。

（３）利用者サービス

神埼キャンパスおよび神園キャンパスの図書館では、専門の職員（司書）が中心となって利用者の要望に応えている。

授業時間帯である 8 時 50 分から 17 時 50 分にあわせて、開館時間は 8 時 50 分から 19 時 50 分、土曜日（第 2・第 4）は 9 時 30 分から 16 時 30 分まで、大学院学生への便宜を図るため開館時間の延長を逐次行う。また、現在すでに地域の方（学外の方）に対して大学図書館の開放を実施しており、地域コレクションの充実をめざした資料の計画的収集を行っている。

新着図書に関しては、新着図書コーナー（展示架）を設置して利用促進を図っている。また、学生の情報リテラシー（コンピュータリテラシー）の涵養を目指し、情報機器を利用した文献検索法などを指導するために学内 LAN 端末を両キャンパス図書館に 31 台設置（内 8 台は短期大学部と共用）している。指導方法については、ゼミや研究室ごとにガイダンスを行っている。

また、館内資料の蔵書検索を行うための OPAC 専用端末を 4 台設置（内 1 台は短期大学部と共用）するとともに、図書館のホームページを介して、Web 上から検索できるように WebOPAC を提供している。この検索法についても、新入生オリエンテーションや在学学生ガイダンスで利用指導を行っている。図書館ホームページでは、文献検索はもとより、開館カレンダーや最新のトピックス、利用ガイドなどを掲載し、幅広く利用者へ情報提供を行っている。

両図書館に独自に所蔵する図書はお互いに共用利用することとし、両キャンパス間に図書シャトル便などを運行させ、学生の利便を配慮している。

（４）他の大学図書館、公共図書館との協力体制の強化

九州地区大学図書館協議会、私立大学図書館協会（西地区部会九州地区協議会）、福岡県・佐賀県大学図書館協議会（南部地区）及び佐賀県大学図書館協議会へ加盟し、共に研究会・総会等を実施して情報交換を行なっている。

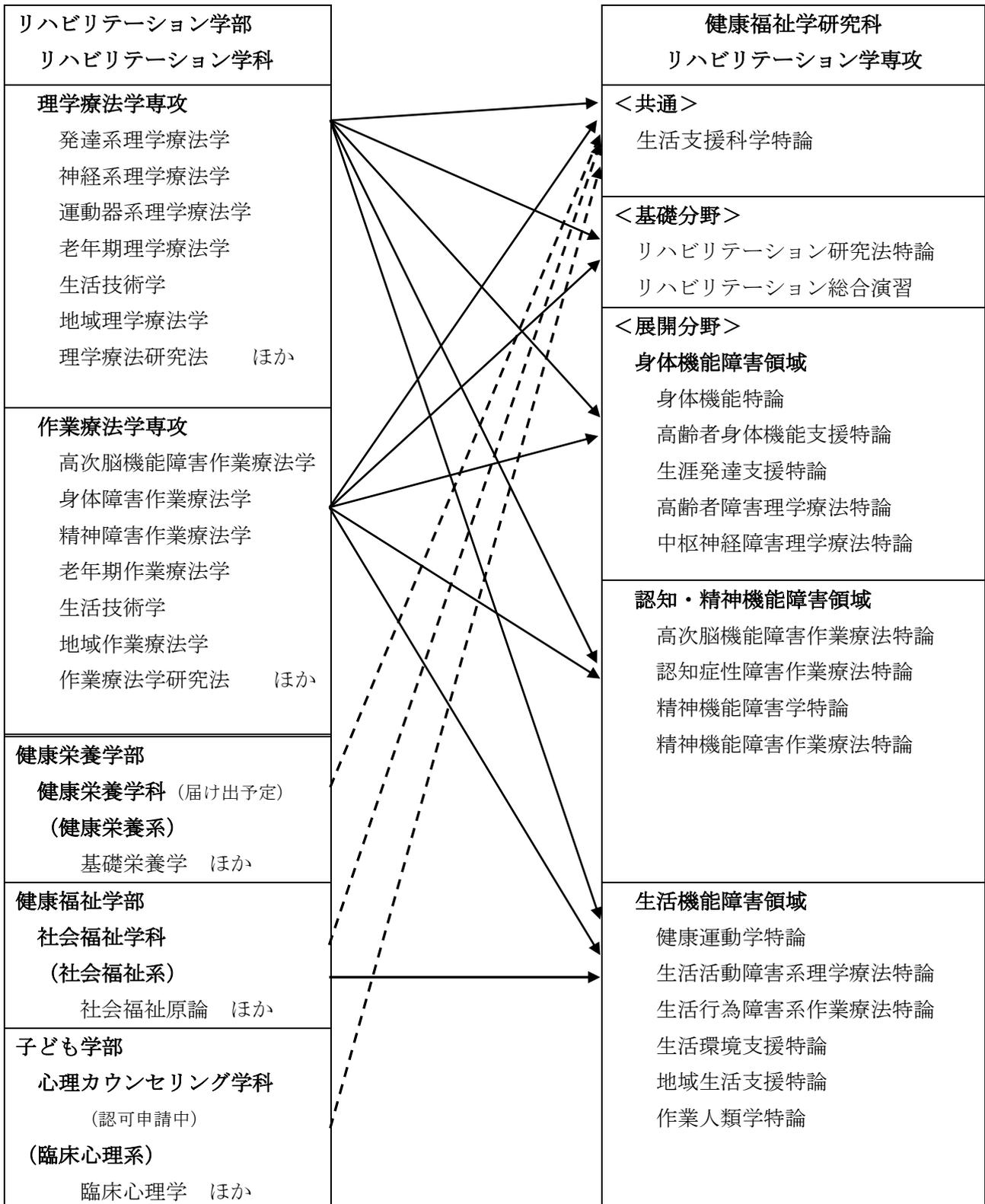
また、他大学や公共図書館と連携し、相互に館内利用ができる環境を整えている他、文献複写や図書貸借の相互協力も行っている。

ケ 既設の学部との関係

既設のリハビリテーション学部においては、保健医療福祉におけるリハビリテーションの総合的な教育研究の充実・発展に貢献することを目標に深く人を理解し、高度な専門知識と技術をもって、保健医療福祉チームの一員として対象者や地域・社会の多様なニーズに応じて活躍できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的としている。このため、リハビリテーション概論などの専門基礎科目および理学療法学専攻、作業療法学専攻それぞれの専門科目を学び、国家試験受験資格を取得し、国家資格を持つ理学療法士、作業療法士を養成している。

今回、健康福祉学研究科（平成 26 年 4 月に生活支援科学研究科に名称変更予定）に、リハビリテーション学専攻を設置するが、この専攻は、人の生活を科学し人の生活を支援するという健康福祉学研究科の理念に基づきながらも、特に、障害のある人の社会参加や地域生活を支援するための身体・認知・精神・生活面に関するリハビリテーション分野における高度専門職業人の養成を目指す。具体的には、リハビリテーション学専攻を身体機能障害領域、認知・精神機能障害領域、生活機能障害領域の 3 領域から構成し、それぞれの領域に、理学療法支援、作業療法支援あるいは両者を踏まえた支援を行なえる、より専門性の高い学識と技術をもった、当該領域をリードできる高度職業人の養成を目指す。

既設学部（リハビリテーション学部、健康福祉学部、子ども学部）との関係



コ 入学者選抜の概要

1 入学者受け入れの基本方針

本専攻は入学者選抜に当たって、専門分野の学理を探究したいと希望し、以下の要件を満たすものを積極的に受け入れたい。

- ① リハビリテーション系学部・学科等において理学療法または作業療法の専門教育を受け、さらに高度な専門職としての知識・技術を継続・深化させたいと希望する者。
- ② 理学療法士または作業療法士の資格をもとに各実践現場で活躍し、現場から醸成された実践的な問題意識をもつ者。
- ③ 高度な専門職としての自立性を志向する者。

2 一般入学試験

(1) 入学試験受験資格

次のいずれかに該当する者を受験資格者とする。

- ① 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者、または前年度 3 月末までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者、または前年度 3 月末までに学士の学位を授与される見込みの者
- ③ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）
- ⑥ 前年度 3 月 末において、大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者
- ⑦ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者などで、本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者及び前年度 3 月 末までに 22 歳に達する者

(2) 出願手続

- ① 入学願書
- ② 写真票・副票・受験票・銀行振込通知書
- ③ 写真
- ④ 卒業証明書または卒業見込み証明書、もしくは学位授与証明書あるいは学位記（写）または学位授与申請受理書（大学評価・学位授与機構発行）
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 志望理由書（300 字程度にまとめる）

(3) 選考方法

入学者の選考は英語、小論文および個人面接等により総合的に判断し、合否を判定する。

(4) 試験の実施日程

年に2回(9月下旬と3月上旬)に実施する。

2 社会人入学試験

(1) 入学試験受験資格

次の①～⑥のいずれかに該当する者で、入学時まで2年以上の社会人(有職者、主婦など)としての経験を有する者とする。

- ① 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び前年度3月末までに卒業見込の者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- ⑥ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者などで、本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者及び前年度3月末までに24歳に達する者

(2) 出願手続

- ① 入学願書
- ② 写真票・副票・受験票・銀行振込通知書
- ③ 写真
- ④ 卒業証明書または学位授与証明書あるいは学位記(写)
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 推薦書:任意提出(提出された場合は総合評価に含める)
- ⑦ 研究計画書(研究希望テーマとその具体的内容を1,000字以内で記入すること)
- ⑧ 職務経歴書

(3) 選考方法

入学者の選考は小論文、個人面接、推薦書および研究計画書等により総合的に判断し、合否を判定する。

(4) 試験の実施日程

年に2回(9月下旬と3月上旬)に実施する。

3 AO方式入学試験

<削除>

サ 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法を実施する場合

大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例の実施について

1. 設置の趣旨

少子化、高齢化が進む社会において、すべての国民の生活の質をお互いに守ながら生活するためには、新しい福祉社会の構築が必要になり、それぞれの地方自治体や施設においても種々の課題に取り組む必要に迫られている。

本専攻においては、職業を有する学生の履修上の便宜を配慮して、下記の要領で大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。

2. 修業年限

この特例の適用を受ける者は、修業年限2年間にわたり、夜間その他特定の時間又は時期における履修を認める。

3. 履修方法等

- (1) 特例により履修しようとする者は、課程修了において最小限必要な30単位を夜間の授業時間及びその他特定の時間又は時期において履修し、単位を取得することができる。
- (2) 講義は、昼間、夜間その他特定の時間又は時期に開講する。
- (3) このため、学生には年度始めに2年間に亘る開講計画を予告し、指導教員の指導のもとに履修計画を立てさせる。
- (4) 特例による授業時間帯は、夜間(6校時:18時00分～19時30分、7校時:19時40分～21時10分)及び夏季・冬季休業期間とし、必要に応じて特定の曜日にも授業を行う。

4. 教員の負担の程度

現在学部における教員の授業負担は、平均週6～8時間の講義及び演習であり、他大学等への兼任講師の担当も1カ所2時間に限っている。大学院の授業を担当した場合も、最大前期・後期それぞれ1科日の授業であり、学部の卒業論文指導と大学院修士課程の研究指導を加えても、重大な支障が教育・研究上生じるとは考えられない。

また、学生指導の責任の担保の明確化については、学部生の学修を支援するのは、学科により違いはあるが、各学科の担任、チューター、ゼミ教員とし、修士課程の大学院生の学修を支援するのは、各専攻の責任者および研究指導教員とする。

5. 教育施設等

(1) 図書館

西九州大学図書館は平日8時50分より午後7時50分まで、土曜日は9時30分より午後4時30分までの開館を実施する。なお、大学院生の便宜を図るため開館時間の延長を逐次行う。

(2) 保健管理

西九州大学の保健室は午後5時50分で閉鎖するが、急病等の緊急時においては、夜間勤務の事務職員が同じ町内に住む校医等への連絡体制ができており、十分に対応できる。

6. 職員の配置

職員の配置については、交替制による夜間勤務体制を実施する。

シ 管理運営

本学大学院健康福祉学研究科には研究科委員会をおき、専攻毎の大学院担当の専任教員をもって組織する。研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。審議事項は大学院学則、研究科委員会規程等規程の制定改廃をはじめ学生の教育研究及び大学院の運営に関する重要事項を定めており、原則として、月1回開催する。

研究科委員会で審議した事項については、大学院委員会に諮られる。大学院委員会は、学長、研究科長、大学院担当の専任教授数名をもって構成し、学長が議長となり、月1回開催する。審議事項は、研究科委員会での審議事項と同様に、教育研究及び大学院運営にかかわる重要事項を定めており、大学院委員会の議を経て学長が決する。研究科委員会及び大学院委員会は、各学部の教授会・各種委員会・各学科会議とは独立して存在し、カリキュラムや人事等においては研究科委員会の専門部会が検討することになり、両委員会で独自の大学院運営ができる仕組みにしている。

ス 自己点検・評価

(1) 実施体制及び実施方法

本学では、かなり早い時期から自己点検・評価のための体制を確立し、多様な形で審議し、検討をしてきた。平成13年度には、それらの成果をまとめて自己点検・評価報告書「新世紀の大学像を求めて」を作成し、広く公表した。

一方で、平成14年度に学校教育法が改正され、平成16年4月以降、すべての大学は「認証評価機関」による外部評価を受けることが義務付けられた。本学は、このような第三者評価を受けることを前提として、平成16年度に、平成21年度までの6年間を計画期間とする「中期目標・中期計画」を策定し、その実現を目指して毎年、「年度アクションプログラム」を策定して、様々な改革・改善を進めてきた。その過程で、平成17年6月には、点検・評価報告書第2報「教育・研究と修学環境の充実を目指して」を発行した。この報告書と共に、事務部で作成した「大学基礎データ」に基づいて、平成18年度に大学基準協会の第三者評価を受けるための「点検・評価報告書」を作成した。

この「点検・評価報告書」は平成18年4月に大学基準協会に送付され、同年10月23日に大

学基準協会の各専門分科会委員による実地調査を受けた。その結果、平成19年3月13日付けで、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された（認定期間：平成19年4月1日～平成24年3月31日までの5年間）。

初めて受けた第三者評価に関連した資料、「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」並びに「認証評価結果」をまとめて広く世間に公表した。本学は、平成19年度にリハビリテーション学部を増設し、複数学部を有する大学となり、また平成21年度には子ども学部を増設して、大学院健康福祉学研究科と3つの学部を擁する大学となった。

今回の認証評価は、平成23年10月に実地調査を受け、平成23年度末に受審した。また、学内では「第2次中期目標・中期計画（平成22年度～平成25年度）」を策定しており、毎年その具体的な「年度アクションプログラム」を作成して、その達成度の検証を毎年実行し、改善・改革を推進している。

（2）点検・評価項目

本学は、「西九州大学点検・評価に関する規程」を定め、点検及び評価を実施するために必要な事項を定めている。

点検・評価事項は、下記の項目である。

- ①教育理念及び目標に関する事項
- ②教育活動に関する事項
- ③研究活動に関する事項
- ④教員組織に関する事項
- ⑤事務機構に関する事項
- ⑥施設設備に関する事項
- ⑦社会との連携に関する事項
- ⑧管理運営及び財政に関する事項
- ⑨点検・評価の体制に関する事項
- ⑩その他、西九州大学点検・評価運営委員会が必要と認めた事項

セ 認証評価

<認証評価の係る自己点検・評価報告書等の発行・公表の経緯>

平成13年度： 西九州大学自己点検・評価報告書（新世紀の大学像を求めて）を発行し公表した。

平成14年度： 西九州大学及び佐賀短期大学の教育研究活動報告書を発行し、公表した。

平成14年度： 学校教育法の改正に伴い、平成16年度以降認証評価機関による認証評価の受審が義務化された。

- 平成 16 年度： 西九州大学中期目標・中期計画（平成 16 年度～平成 21 年度）を策定し、毎年「当該年度アクションプログラム」を決定し、実施してきた。
- 平成 17 年度： 西九州大学自己点検・評価報告書（教育・研究と修学環境の充実を目指して）を発行し、公表した。
- 平成 18 年度： （財）大学基準協会へ認証評価を受審し、平成 19 年 3 月「適合」の認定を受けた。
＜認定機関：H19・4・1～H24・3・31（5 年間）＞
- 平成 20 年度： 西九州大学及び佐賀短期大学の教育研究活動報告書を発行し、公表した。
（平成 21 年 4 月、佐賀短期大学を西九州大学短期大学部へ名称変更した。）
- 平成 22 年度： 西九州大学第 2 次中期目標・中期計画（平成 22 年度～平成 25 年度）を策定し、毎年「当該年度アクションプログラム」を決定し、実施している。
- 平成 23 年度： 平成 22 年度から、西九州大学自己点検・評価報告書の作成に着手し、平成 23 年 10 月に実地調査を受け、平成 24 年 3 月に（財）日本高等教育評価機構の認証評価を受審した。

ソ 情報の公表

本学は、学園の沿革や財務状況に関する情報等、既往の情報提供に加え、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他ホームページなど、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

(掲載ホームページ URL : <http://www.nisikyu-u.ac.jp.nagahara/info/>)

1. 公表項目

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・学部、学科、過程、研究科、専攻ごとの名称及び教育上の目的
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/>)

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/education01.pdf>)

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- (http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/info_temp.html)
- ・職階別教員数 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/education02.pdf>)

(4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業(修了)した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

①教育方針(学位授与方針、教育課程方針、入学者選抜方針)

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/uni04.pdf>)

②学生に関する情報

- ・在籍者数状況等 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students01.pdf>)
- ・卒業者進路状況 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students02.pdf>)

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・学部シラバス、カリキュラム (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/daigaku-syllabus/>)
- ・大学院シラバス、授業科目及び担当教員一覧

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/daigakuin-syllabus/>)

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info01.pdf>)

(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info02.pdf>)

- (8) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関すること
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/examination/expense/univ.html>)
・ 入学金、学費（施設設備費、授業料、教育充実費）、委託徴収費
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/support.pdf>)
- (10) その他
- ①財務情報
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/finance04.pdf>)
- ・ 財産目録
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）
 - ・ 事業報告書
 - ・ 監査報告書
- ②管理運営の概要
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/admin.pdf>)
- ②教育力向上の取り組みの概要
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort01.pdf>)
- ③国際交流の概要
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort02.pdf>)
- ④社会貢献・連携活動の概要
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort03.pdf>)

2. 情報の公表についての実施方法

- (1) 学生便覧（毎年1回、4月発行）
- (2) 授業計画（毎年1回、4月発行）
- (3) 就職のための大学案内（企業向けのもの、毎年1回、5月発行）
- (4) 大学案内（一般向けのもの、毎年1回、6月発行）
- (5) 過去3年間の入学試験問題（毎年1回、6月発行）
- (6) 広報 永原学園（一般向けのもの、毎年1回、7月発行）
- (7) 永原学園報（学園関係者向けのもの、毎年2回、7月・1月発行）
- (8) 西九州大学子ども学部紀要（毎年1回、3月発行）
- (9) 特別学術講演会活動報告書（毎年1回、3月発行）
- (10) 各種委員会活動報告書（毎年1回、3月発行）
- (11) 健康福祉実践センター活動報告書（毎年1回、3月発行）

(12) インターネットによるホームページ (<http://www.nisikyu-u.ac.jp>) への掲載 (随時入替え)

(13) 報道機関等への発表 (随時)

(14) 自己点検・評価報告書 (ほぼ4年毎に発行)

今後ホームページへの掲載事項を拡大するとともに、掲載内容の充実に努める。

タ 教員の資質の維持向上の方策

本学では平成15年に企画委員会の下に設置した教育活動検討専門委員会ではFD研究に焦点を絞り、教員の教育研究活動の維持向上にかかわる諸問題を一つ一つ解決する作業を開始した。翌年の平成16年度からはこの専門委員会をFD委員会として独立させ、現在も、その活動を継続しており、教員の資質維持向上のため、今後ともこのFD活動は継続して行っていくことにしている。

この委員会では、平成16年度に策定された本学の中期目標・中期計画に沿って、毎年その年度のアクションプログラムを策定し、そこで計画した活動方針に従って、全学的な取り組みを行ってきた。

これまでに実施され、また今後も継続して実施する活動には以下のようなものがある。

① 新任教職員研修会：

ここでは、毎年度はじめに、新任の教職員を対象として、本学の教育・研究の理念目標、教育・研究活動、学生支援活動、ハラスメント問題等多岐にわたり、本学の教職員として身につけるべき内容について研修を行い、本学の教職員として各人の資質維持向上を図るにはどうしたらよいかの研修を行っている。

② シラバスの改善：

学生の学習の指針となるシラバスについて可能な限り良いものを作成すべく、教務委員会とも連携して検討し、そのフォーマットについて授業形態や授業内容を考慮しながらその改善を進め、成績評価の方法等も明記したものにし、全教員が、そのようなシラバスを作成するよう依頼し協力を得ている。

③ 学生による授業評価：

西九州大学大学院では、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の一環として、教育・研究活動活性化を目的として、教育の現状を把握し、今後の授業改善などに役立てるため「学生による授業評価」を実施している。

この授業評価アンケートの作成にあたって、学生を主体とした大学院授業評価検討会を実施し、少人数の授業においても有意義な評価ができるようなアンケート書式となるように活発な議論を重ねた。その後、大学院教員によるFD研修会にてさらに議論し、授業評価アンケートを完成させた。そして、平成22年度前期および後期に置いて本研究科では初めてとなる院生による授業評価アンケートを実施した。今後も継続して行うこととしている。

(質問内容は、次のとおり)

1 自己成長について質問 (5段階評価)

*この授業を受講して満足したか否か。

*この授業を受講して今後更に学びたいと感じたか否か。

*この授業を通して自己成長を感じることができるか否か。

2 記述式の質問 (学生から見た教員の教育方法の欠点等を率直に記述してもらう。)

*この授業で良かった点、他の授業でも取り入れてほしい点は何か。

*この授業をよりよくするための提案を記述してください。

*その他、授業、カリキュラムなどについて、意見等があったら自由に記述してください。

(アンケート回収後の活用)

*アンケートは、授業毎に学生が回収して、教務課へ提出する。

*アンケートの実施結果は、現在、大学院FD担当教員で集計し、公開する準備を行っている。この結果を受けて、さらに教員によるFD研修会等で大学院の授業改善に役立てることとしている。

④ FD研修会・講演会等の実施：

これについても、アクションプログラムの中で検討し、これまでに、初年次教育・導入教育に関する講演会を、それらの分野の専門家および先進的な取り組みを行っている大学の担当者を講師として迎え、開催してきた。また、各教員の研究力の維持向上については、潤沢な研究資金があるわけではない状況から、いかに外部から競争的教育・研究費を導入して教育・研究を展開すべきかの研修会も開催してきた。

⑤ 教員相互による「授業公開」の実施

本学では、FD委員会主導のもと、「学生による授業評価」を実施するとともに、教員が相互に自身の授業を公開する「授業公開」も実施している。「授業公開」実施後には、授業公開についてのシェアリングを行い、より良い授業の在り方についての研修会も開催し、授業内容方法等の改善を図っている。

さらに教育の質改善を目的とした、新たな教育方法等についての研修会も計画中である。これらの情報は、「FD活動報告」として、教育情報の中に組み込んで広く社会一般に公開する。

⑥ 大学院におけるFD活動：

大学院においても、大学院生を対象に修学環境についてのアンケート調査を行い、大学院生の希望・要望について調査を行うとともに、大学院生と大学院担当教員が一堂に会して、大学院生の「生」の声を聴く会や、大学院担当教員による授業方法の改善に向けての研修討論会等を行っている。

本学大学院では、授業改善ならびに大学院教育の質向上を目指して、平成18年度よりFD（フ

ファカルティ・ディベロップメント) 委員会が中心となりFD研修会が行われている。
これまでのテーマは以下のとおりである。

- 1) 平成 18 年 2 月 16 日
平成 18 年度「大学院学修環境アンケート結果報告及び意見交換」
- 2) 平成 19 年 3 月 1 日
大学院の教育理念・目標と人材養成のあり方について
- 3) 平成 20 年 3 月 6 日
修士論文に関するアンケート調査結果の報告会及び意見交換会について
- 4) 平成 21 年 2 月 26 日
学生による授業評価のあり方について
- 5) 平成 22 年 6 月 3 日
学生による授業評価について
- 6) 平成 24 年 2 月 23 日
本研究科における 3 つのポリシーについて
- 7) 平成 25 年 2 月 28 日
学生による授業評価について

これらの活動は、全学的な取り組みとして行ってきたという経緯から、当然、現在計画中の大学院リハビリテーション学専攻においても、引き続き積極的に活動を展開していく予定である。

今後も教員相互の教育資質の維持向上を目指すために、専攻内・専攻間で定期的に教育内容・教育方法について協議・討論を行い、ファカルティ・ディベロップメントを実効性のあるものにする。